

設問1. 27/45

第1. 1. 特労法15条8項の規定は憲法13条に於ける保障を以てして、
タワシの権利を侵害するものであり、違憲である。

2. 憲法13条は、個人の幸福追求権を規定しており、個人の権利
規定は明文で定められていない権利として、その人格的生存に必要不可欠
な権利を保障している所である。その子と妊娠・出産することと
制限あり自己決定の自由は、人間が自由に恋愛をして、パートナーとの
間に子をつくることによりその人の尊厳、生活目的に深く関わるもの
でありこれを踏まえては、かかる自由も、人格的生存に必要不可欠
13条の保障範囲内に属すると考えられる。

その2の保障が外国人に及ぶ問題に対して、確定事項として
人権規定を定めた憲法が国際協調主義(憲法98条2項)を以て
以てして、権利の性質上可能を限り、日本人と同等に保障を
及ぼすべきであると解されている。妊娠・出産することと自己決定
の権利、そのタワシの権利は、外国人でも、
~~日本国籍~~ ~~日本国籍~~ 日本人と別異に解すべき性質を政治活動
の自由とは異なっており、同等に保障を及ぼすべきである。

3. 法15条8項の規定は、特定労働者外国人が妊娠・出産
することと禁止しており、タワシの権利を制約するものである。

4. 以上、かかる制約は正当化されるか。違憲審査基準の審査密度
は、制約の態様、強度、制約される権利の重要性等を観点に決定
すべきである。15条8項は、子と妊娠・出産を直接禁止
する規定であり、その制約は強度のものである。

第

問

第 問

また、17条の2の権利は、種々の人間の本能的欲望に
深く関与するであり、明かに規定するに必要と解するに付、
諸権利の中において中核的重要な権利と見做す。
以上より、15条8項は、その規制が~~必要不可欠~~
であり、中核的重要な不可侵利益を目的とするものである。
平権の目的達成のため、必要最小限度とすべきと認められ
る場合には限り、合憲であると~~認め~~解する。

5. (1) 本件では、特許法は、外国人の労働力を利用し、電生
と、日本文化保護との調和を図るための規制を置いた
ものである。15条8項は、妊娠と出産を禁止するに付、
外国人が日本に生活の機会を置き、子育てして日本の
籍を付するを認めないことを防止しようとする趣旨の規定と
認められ、~~その~~その目的は、欧米諸国で移民の増加
に受け入れられ、結果として社会的・政治的安定を確保
し、社会の安定に鑑み、同様の事態を防止しようとするのである。
~~その目的は、日本社会に必要と認められ、移民の増加~~
~~を防止しようとする趣旨である。~~

2055年利益目的は、~~必要不可欠~~必要不可欠と認められる。
何故なら、労働力が不足しているからと外国人に対する雇用
の充足を求める以上、日本社会がその流入による不安定
な状態を防止しようとする必要と認められる。
そのためには、~~必要不可欠~~必要不可欠と認められる。

（第 問）

(2) 仮に、その目的がやむを得ず必要不可欠なものであるとして、必要最小限の手段であると認む。

併せて、

何故なら、仮に日本社会・出稼ぎに依りて外国人が日本に長期滞在するに科学的、実証的な証拠は乏しいが、報知の関連性が認められる。また、仮に日本社会に移民が流入し、何らかの社会

に悪影響を及ぼす事象に直面すれば、強制退去等の対応、警察力の行使等により対応可能である。他に十分な代替手段が存在する。

以上より、15条8項の規定は、やむを得ず必要不可欠の手段と目的が、仮にそのために報知の必要最小限に満たないとして13条に反し違憲である。

第2. 次に、特例法18条第1項、裁判官の令状を以て外国人の身柄を拘束するに於て、適正手続保障を定むるに反し違憲である。

2. また、刑事手続に於いて手続的保障を怠ることは引渡が行政手続に於いて適用される問題が、行政手続に於ける相手の権利を憲法上の権利を侵害するに於けることは認められ、保障がなされる。更に、外国人に於いて性質上保障がなされるものである。

併せて、16条より、事件の何れも事前の審査を以て、

~~18条1項に基き~~ 15条各項に違反して是れが外国人を収容し、身柄を拘束するに於ては

(第 問)

18条1項の規定は、憲法31条に反し違憲であり、

設問2. 15/55 標題なく、国の防衛→親の権利の制限

第1. 国は、反論として、15条8項の妊娠・出産の禁止は、
おとひ外国人の長期滞在防止目的としてこれに伴う
間接的・付随的規制であり、審査基準を十分に
満たしているとの主張を認めるべきである。

2. 20点、私見では、下は間接的・付随的規制に
して、それと反するは「外国人は就労禁止」であり、

強制出国と受け付け上、実質的には直接規制
に等しいのである。長期滞在防止目的として

関係性が認められる場合は、間接的・付随的規制論を
取り得る自ずから当然である。

~~第2.~~

法的用語は「明外中」のよう

第2. 1. 国は、反論として、~~妊娠・出産の禁止~~ 妊娠・出産の禁止は、

我が国に外国人がその結核を蔓延させ、我が国
の社会風俗に悪影響を及ぼすおそれがあるとして、欧

州において差別が認められ、15条8項の正当規定を
置く。その権利を制限することは合理的であると

反論するべきである。

2. 20点、法4条4号において、4号外国人

制限の認定を受けるには、本邦人の帰化又は外国

に希望するとして、~~その要件を充足する~~ 要件を充足してい

なければならない。そもそも法4条4号に基づく

(第 問)

1 期限が満了した時点で、一度本国に戻すこと(9) 2
2 であり、その期限の間には妊娠・出産を(2)からして、
3 直ちに日本に(2)定住し帰化を希望するよう(2)からして、
4 といふ考え方が正しい。この(2)からして「~~新移民~~」(2)からして
5 15条8項は合理的であると考え、

6 第3. 1. 国は、反論として、15条各項の規定は、
7 外国人特労制度の、労働力補充という趣旨を
8 達成するためには必要不可欠、必要最小限の規制
9 であり、と反論し、特に15条8項は、特労外国人
10 の風貌を規律する趣旨があり、と主張する。2.
11 2. この点、(2)からして、特労外国人が、妊娠・
12 出産を(2)からして、~~長期~~ 長期間労働に従事する
13 ができず、労働力補充が(2)からして
14 側面がある。しかし、特労外国人が、妊娠・出産
15 を(2)からして、就労に復帰する(2)からして、就労に(2)からして
16 が(2)からして、家族養育(2)からして、~~この趣旨~~ 趣旨が(2)からして、
17 特労制度の趣旨に(2)からして、(2)からして、国の反論
18 は認められる。

19 第4. 1. 国は、本件収容後、警備官は(2)からして
20 2項に基づき、(2)からして、告知を(2)からして、~~東国~~ (2)からして
21 としている(2)からして、手続的保障を(2)からして、
22 反論(2)からして、(2)からして、

23 2. しかし、4収容された外国人は、収容前に

問

① 本と争う機会が保障されておらず、行政手続法~~の~~
② が、~~不利益処分~~に於ては ~~権利~~ 的權利を決定に不服
③ 申し立ての便宜と行政の恣意抑制を図るために鑑みれば。

2. 2つの機軸のなす不利な2方向は、憲法3条の要請と
H₂とH₁と考える。したがって、国の反論は認められず。

第5: 1. 国は、労働確保を以て、入管法に比し
緩やかな要件で入国を認めた上、受け入れ外国人の問題
がその場合により深刻化している。我が国の秩序を、
国民の安心に付し必要があり、~~この~~と云ふ反論に対しは
考へられる。~~これ~~

2. また、15条8項が「某上列妊娠・出産」、
日本の地域社会に脅~~か~~かちおち脅威を与え、
とくに考えられ、また前記のように、労働力確保の観点から
は、より積極的な効果が得られと考えられ。

12カ国。国の反論は認められず。

第6-1. 国は外国人の入国滞在の可否は国家の主権の
判断に属し、~~その裁量に委ねられ~~、明白な
違反が認められ、裁量に委ねられその反論を認め
が与えられ。

2. したがって、日本社会の労働力の充足は、社会的
的課題であり、一定の政策が存在する。2子。

しかし、本件のごとく、女中・産屋を梨山列の所有物視
は、嚴格に過ぎるものであり、此の原則に反し、裁断

(第 問)

1	の次服に服用の遅延がある。
2	3. CT ₂ から、明の遅延があるから、遅延13分遅延。
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	